

止水板設置助成制度

様式集

2025/05/01

別記第1号様式(第8条関係)

年 月 日			
(あて先)荒川区長			
申請者 住所			
氏名			
電話			
(法人は、名称、事務所の 所在地及び代表者氏名)			
止水板設置助成金交付申請書			
荒川区止水板設置助成金交付要綱に基づく助成金の交付を受けたいので、下 記のとおり申請します。			
施工場所	荒川区 丁目 番 号		
住宅等の構造	造 階建	敷地面積	m ²
設置概要	止水板設置工事 ・ 止水板設置のための関連工事 簡易型止水板の購入 ・ その他()		
止水板の構造 形状概要	(材質、幅、高さ等を記載)		
工事等 予定金額			
工事等 予定工期	着手 年 月 日 ~ 完了 年 月 日		
他助成金等 交付対象か	他の助成金等の交付の対象で (ある ・ な い)		
工事業者等			
添付書類 1設置箇所案内図、同位置図、写真 2 工事計画図面及び止水板仕様図面類 3 工事等見積書の写し 4 土地及び建物の登記事項証明書 5 申請者が使用者の場合は、 土地及び建物所有者の止水板設置承諾書 6 住民票の写し。ただし、法人の場合は現在 事項証明書 7 納税に関する書類 8 その他区長が必要と認める書類			

別記第2号様式(第8条関係)

(あて先)荒 川 区 長

承 諾 書

私所有の下記(土地・建物)について、下記使用者が行う止水板の設置及びその設置に伴う関連工事を施工することを承諾いたします。

年 月 日

住 所

(土地・建物)

所有者 氏 名

記

住 所

使用者

氏 名

地 番

家屋番号

(住居表示)

(土地)

m²

(建物)

m²

委 任 状

私は下記の者を代理人と定め荒川区止水板設置助成金申請に関する
権限を委任いたします。

年 月 日

委任者 住所

氏名

電話

記

受任者 住所

氏名

電話

荒防土第 号
年 月 日

様

荒川区長

止水板設置助成金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった止水板設置助成金の交付について、
下記のとおり決定したので通知します。

記

- 1 助成金交付決定額 円
- 2 施 工 場 所 荒川区 丁目 番 号
- 3 交 付 条 件 別紙のとおり
- 4 そ の 他

- (1)工事が完了したときは、完了届を区長に提出してください。
- (2)助成金の額は、完了届が提出された後、その内容の審査及び現地調査を行って確定します。
- (3)助成金交付決定後に助成対象工事の内容を変更するとき又は中止しようとするときは、区長に届け出てください。

別紙(第9条関係)

助 成 条 件

この助成金は、次に掲げる事項を条件として交付するものとする。

第1 決定の取消し

区長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当したときは、助成金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことがある。

- (1) 虚偽その他の不正の手段により助成金の交付の決定又は助成金の交付を受けたとき。
- (2) 助成金を助成事業以外の用途に使用したとき。
- (3) 前各号に掲げるもののほか、この要綱又は法令の規定に違反したとき。

第2 助成金の返還

- 1 区長は、第1の規定により助成金の交付の決定を取り消した場合において、助成事業の当該取消しに係る部分に関し、既に助成金が交付されているときは、期限を定めてその返還を求めるものとする。
- 2 区長は、助成対象者に交付すべき助成金の額を確定した場合において、既にその額を超える助成金が交付されているときは、期限を定めてその返還を求めるものとする。

第3 違約加算金及び延滞金

- 1 第1の規定により助成金の交付の決定の全部又は一部が取り消され、第2の規定によりその返還を命じられたときは、交付決定者は、その命令に係る助成金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該助成金の額(その一部を納付した場合におけるその後の期間については、その納付した額を控除した額)につき、年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金を納付しなければならない。ただし、当該違約加算金の額が100円未満であるときは、この限りでない。
- 2 第2の規定により助成金の返還を命ぜられた場合において、これを納付期限までに納付しなかったときは、交付決定者は、納付期限の翌日から納付当日までの期間の日数に応じ、未納付額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を納付しなければならない。ただし、当該延滞金の額が100円未満であるときは、この限りでない。

第4 違約加算金の計算

第3の1の規定により違約加算金の納付を命じられた場合において、納付した金額が返還を命じられた助成金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命じられた助成金の額に充てるものとする。

第5 延滞金の計算

第3の2の規定により延滞金の納付を命じられた場合において、返還を命じられた助成金の未納付額の一部を納付したときは、当該納付の翌日以後の期間に係る延滞金の計算

の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。

第6 関係書類の作成保管

交付決定者は、助成事業に係る収入および支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出についての証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を助成事業完了後5年間保管しておかなくてはならない。

第7 被助成者の維持管理義務

交付決定者は、助成金の交付を受けたときは、当該助成金に係る止水板を良好に維持管理しなければならない。

荒防土第 号
年 月 日

様

荒川区長

止水板設置助成金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった止水板設置助成金の交付については、下記の理由により交付できないので通知します。

記

1 施 工 場 所 荒川区 丁目 番 号

2 理 由

別記第6号様式(第10条関係)

年 月 日 (あて先)荒川区長 申請者 住所 氏名 電話 止水板設置完了届 年 月 日付け 荒防土第 号により、交付決定を受けた止水板設置が完了したので、下記のとおり届け出ます。 記				
施 工 場 所	荒川区 丁目 番 号			
施 工 業 者	電話			
工 事 期 間	年 月 日 ~ 年 月 日			
添 付 資 料	1 しゅん工図 2 工事写真 3 工事費領収書の写し 4 その他			

現地立会確認年月日	確認	区 担 当 者	立会	申請者又は代理人
年 月 日				

荒防土第 号の 年 月 日	
様	
荒川区長	
止水板設置助成金確定通知書	
年 月 日付け 荒防土第 号により、交付を決定した止水板 設置助成金は、下記のとおり助成金額が確定したので通知します。	
記	
確 定 金 額	円
施 工 場 所	荒川区 丁目 番 号
交付確定金額	
当初交付金額	
増 減 額	
注) 1 請求書を提出してください。 2 支払は別途通知いたします。	

年 月 日

(あて先)荒川区長

申請者 住所

氏名

止水板設置助成金請求書

年 月 日付け 荒防土第 号の により、助成金の
確定通知を受けたので下記のとおり請求します。

記

請 求 金 額 円